

筑後吉井伝統的建造物群保存地区



新川田箒伝統的建造物群保存地区（本村地区）



伝建地区で

市内全域で

**建設・開発行為の際は
事前にご連絡ください**
（うきは市の文化財を保存していくために）

●問合せ

うきは市教育委員会 生涯学習課文化財保護係
Tel 75-3343 ファクス76-4724



伝建地区の景観に影響を
与えるあらゆる建設行為には
「現状変更申請」が必要です

伝統的建造物群保存地区（伝建地区）内の景観に影響を与えるあらゆる建設行為（建築物等の新築・改築・屋根や外観の修理など）を行う場合は、「伝統的建造物群保存地区内における現状変更申請書」を提出していただく必要があります。

提出された案件は、うきは市伝統的建造物群保存地区審議会（伝建審議会）に諮り、現状変更の内容や申請の必要性、変更の方針、補助金交付条件などの協議等を行い、その後、文化財保護係より提出者へ現状変更の許可・不許可を伝えます。また、設計の変更などについて、必要な場合は指導もを行います。

重伝建地区に選定されて以降、市民の皆さまのご協力を得てこれまで町並み造りに努めています。今後ともご理解とご協力をお願いいたします。

開発行為に先立ち、その土地に埋蔵文化財が存在するか照会が必要です

昭和25年に制定された文化財保護法には、「文化財は貴重な国民的財産」であり、「公共のために大切に保存し、「文化的活用」に努めなければならない」とされています。土地に埋もれている文化財である埋蔵文化財についても同様に、文化財保護法により保護されています。

埋蔵文化財は一般的に遺跡と呼ばれますが、遺跡は地域の歴史と文化に根ざした歴史的遺産であり、大切に扱い後世に伝えていく必要があります。遺跡への影響が予想される開発があった場合、遺跡の保存と開発事業の間で調整を図ることが必要です。

遺跡は原則的に保存することが大前提ですが、不可能な場合は発掘調査を実施し、記録を残すこととなります。埋蔵文化財が存在した場合には、

福岡県教育委員会の指導を受けた後、事業が可能になります。各開発事業の際は、埋蔵文化財の取扱いに十分留意し、事業を進めていただくようよろしくお願いいたします。

調整を円滑に進めるためには、十分な話し合いを行う期間が必要ですので、できるだけ早い段階で遺跡の有無の照会をお願いします。



▲土器や住居跡など埋蔵物を調査します



▲ショベルカーによる試掘調査風景